

# 落とし物について

1. 各自の持ち物には、すべて記名をすること。
2. 持ち物を落としたり、忘れてしまった場合は、学務窓口または担任にできるだけ早く届け出ることに。
3. 落とし物を拾った場合は、学務窓口へ届けること。
4. 拾得物は、学務窓口前に展示する。展示の日から一ヶ月、学務課に保管されているので、心あたりの者は申し出ること。
5. 拾得物は、展示後一ヶ月以内に申し出のない場合は処分する。